

ぎふクリーン農業表示制度と特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの比較

制度	ぎふクリーン農業表示制度	特別栽培農産物に係る表示ガイドライン
対象期間	<p>前作収穫後からの<b>本ぽにおける</b>化学合成農薬と化学肥料の使用を対象</p> <p style="text-align: center;">カウント対象期間</p> <p>種子 育苗 <b>定植・は種 収穫</b> 調整</p>	<p>前作収穫後からの<b>ほ場管理から調整を含めて使用した</b>化学合成農薬及び化学肥料の使用を対象</p> <p style="text-align: center;">カウント対象期間</p> <p>種子 育苗 定植・は種 収穫 調整</p>
農薬カウントの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ぽにおける防除がカウントの対象となるため、<b>種子消毒、育苗時の防除はカウントしない。</b>(ただし、水稻の箱施薬剤はカウントする)</li> <li>・<b>植物調整剤はカウントしない。</b></li> <li>・有機農産物 J A S 規格別表 2 の農薬はカウントしない。</li> <li>・化学合成農薬に該当しないと認められる農薬はカウントしない。(スピノサド、ミルベメクチン)</li> <li>・<b>抗生物質 (ポリオキシシンなど) は、カウントする。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ぽにおける防除の他、<b>種子消毒、育苗時の防除も含め、カウントする。</b></li> <li>・<b>植物調整剤もカウント対象。</b></li> <li>・有機農産物 J A S 規格別表 2 の農薬はカウントしない。</li> <li>・化学合成農薬に該当しないと認められる農薬はカウントしない。(スピノサド、ミルベメクチン、ポリオキシシン)</li> <li>※<b>抗生物質であっても化学合成農薬に該当しなければカウントしない。</b></li> </ul>